

地方公共団体及び農業協同組合以外で
農地を所有する者が開設する場合※（農家等）

開設方法	市民農園整備促進法による場合 (施設整備を要する場合)	特定農地貸付法による場合	農園利用方式による場合 (法律の規制なし)
開設者と利用者との権利関係	イ：貸付け =特定農地貸付け ロ：農作業の実施 =農園利用方式	・貸付け =特定農地貸付け	・農作業の実施 =農園利用方式
開設者の農地の取得の仕方	・自己所有地	・自己所有地	
施 設	・農機具収納施設、休憩施設、トイレその他の附帯施設の設置が必要	・要件とされていない	・特に定めはない
開設手続	・「特定農地貸付け」の場合は、開設者と農地の所在地を所轄する市町村との間で貸付協定を締結 ・開設者が整備運営計画を作成し、市町村に申請（内容審査の上、市町村が認定）	・開設者と農地の所在地を所轄する市町村との間で貸付協定を締結 ・開設者が貸付規程を作成し、貸付協定も添えて農業委員会に申請（内容審査の上、農業委員会が承認）	・特に定めはない （施設を設置する場合は、農地法第4条の許可が必要）
開設場所	・市民農園区域 ・市街化区域	・特に定めはないが、適切な位置にある場合に承認	・特に定めはない
メリット	・「特定農地貸付け」については、特定農地貸付法の承認があったものとみなされ、当該承認があった場合と同様農地法の権利移動の許可等が不要 ・農地法の転用許可があったものとみなされ、整備運営計画に定める休憩施設等の整備については、農地法の転用手続き不要 ・市街化調整区域で開設する場合、都市計画法の開発行為などの許可可能	・農地法の権利移動の許可等が不要 ・土地改良事業の参加資格の特例	・相続税の納税猶予制度の適用（三大都市圏特定市の市街化区域農地においては、生産緑地地区のみを対象）

※ 所有する農地で開設する場合に限る。